

社会福祉法人 孝明 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1、 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間
- 2、 内容

目標1：労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援するために雇用環境の整備を行います

<対策>

- 令和3年4月～ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う
- 令和3年4月～ 男性の子育て目的の休暇の取得の促進を行う

目標2：子育て世代の後方支援をする職員を応援します

<対策>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得しやすい職場づくりに努める